

令和6年12月 双葉町農業委員会 定例総会会議録

1. 日 時 令和6年12月20日（金） 13時35分開会
2. 場 所 双葉町役場1階大会議室
3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 澤上 榮

4 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

5. 出席委員

農業委員

議席1 鶴沼 久江 委員 議席2 井戸川 弘幸 委員 議席3 大森 成広 委員

議席5 木幡 治 委員 議席6 林 和男 委員 議席7 志賀 睦 委員

議席8 澤上 榮 委員

農地利用最適化推進委員

中野 守雄 委員 新川 敏浩 委員

6. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 中野 弘紀

農業振興課主事（農業委員会事務局併任） 川崎 大輔

7. 開会

【中野事務局長】

定刻より少し遅れてしまいましたが、ただ今から双葉町農業委員会令和6年12月定例総会を開催いたします。開会前にご報告がございます。山田委員、榎内推進委員、渡辺推進委員、高玉推進委員より欠席の旨の連絡がございました。

それでは会長からごあいさつをお願いします。

【澤上会長】

みなさん、こんにちは。本日は、何かとお忙しい中、12月定例総会にご出席いただきありがとうございます。

本日は、農地法第3条第1項の規定による許可申請が2件、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請が4件ございます。皆さんにはいつも通り慎重に審議いただき、適切な結論を出していただきますようお願いしまして、あいさつといたします。

【中野事務局長】

ありがとうございました。

それでは、会長を議長として議事を進行いたします、よろしくお願いします。

【澤上会長】

ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより令和6年12月定例総会を開会いたします。

【澤上会長】

議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

【中野事務局長】

報告させていただきます。

11月18日、双葉町農業委員会11月定例総会を双葉町役場1階大会議室にて開催し、農業委員8名、農地利用最適化推進委員4名、中野、川崎が出席しております。

12月18日、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請に係る現地確認を、大森委員、中野、川崎で行っております。以上でございます。

【澤上会長】

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名について、議事録署名人は、会議規則第19条第2項の規定によ

り、会長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思えます。

議事録署名人には5番・木幡委員、6番・林委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和6年12月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

譲渡人は、住所が××県××市××××番×× ×××××氏、譲受人は、住所が福島県双葉町大字××字×××番地 ××××氏で、所有権移転になります。

申請地は、双葉町大字××字×××番×です。申請地面積は、××××㎡で地目が田となります。

所有権移転後の農地の利用計画が記載されていますが、作付予定作物は水稲、じゃがいも、白菜等で、農機具等はトラクター、田植機、コンバイン、畦塗機を所有しております。また、農作業従事者は、2人としており、どちらも常時従事要件である年間作業日数150日を満たしています。

周辺地域との関係については、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農薬の利用についても地域の防除基準に従うとしています。また、地域計画についても協力することです。

所有権移転をしようとする農地の土地全部事項証明書及び戸籍の附票並びに図面を添付しております。図面に関しましては赤く着色した部分が申請農地になります。

説明は以上になります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

【澤上会長】

本件に係る調査を地区担当委員である井戸川委員にいただいていますので報告願ひします。

【井戸川委員】

今回の申請の譲受人である×××××氏ですが年齢が90歳でして、現在老人ホームの方にいられています。そのため12月13日に18時23分に、息子である×××××氏に電話連絡をいたしました。申請内容について間違いのないことでした。譲受人の×××××氏についても12月13日に18時20分に電話連絡をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。以上になります。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【志賀会長職務代理者】

×××××氏は現在こちらに住んでいるのでしょうか。

【中野事務局長】

××氏はまだこちらには戻ってきておりません。

【大森委員】

売買金額が10aあたり×××万円と記載がありますか。こんなに高いのですか。

【中野事務局長】

本土地については直接関係はなかったので説明はしませんでした。××地区で計画している養液栽培施設の建設予定地の代替地になります。3者契約で×××××氏の土地を双葉町が購入、その代替地として×××××氏の土地を××氏が買うこととなります。その差額を支払うことになるので、単価としてはこの額となります。これがその地域の相場というわけではございません。公共買収となるため、必ず不動産鑑定にかけて金額を決めております。

【木幡委員】

土地は全部町で購入する仕組みだと思います。

【澤上委員】

その方が高く購入してもらえるのかね。

【中野事務局長】

それから志賀会長職務代理者からお話のあった、××××氏が双葉町に戻る戻らないという話についてですが、将来的には戻りたいという希望があるということは伺っておりますので、それも加味してご審議いただければと思います。

【澤上会長】

××の十字路は大掛かりな工事をしているけれども、水路の工事をしているんですか。

【井戸川委員】

排水路のところが国道6号線の橋になります。今橋を撤去するという方針になっています。

【澤上会長】

××から来ている水ですか。

【井戸川委員】

××、××の水になります。

【中野事務局長】

橋だとメンテナンスが発生するので、橋ではないような形になると聞いています。

【澤上会長】

その他質問ございますか。

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第1号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして日程第2、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和6年12月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

譲渡人は、住所が福島県双葉町大字××字××××番地 ××××氏、譲受人は、住所が福島県××××丁目×××× ××××氏で、所有権移転になります。

申請地は、××町大字××字××××番×です。申請地面積は、×××㎡で地目が畑となります。

所有権移転後の農地の利用計画が記載されていますが、作付予定作物は水稲、野菜類で、農機具等は父である木幡敏朗氏がトラクター2台、軽トラック1台を所有しており、それを無償で借りることとしており、さらに田植機、コンバイン、乾燥機を1台ずつリースする予定としております。

また、農作業従事者は、2人としており、××氏ご本人が常時従事要件である年間作業日数150日を満たしています。

周辺地域との関係については、父である××様が所有する畑の隣接地となっており、その土地と一体的に利用するため、周辺の農地利用に支障きたすことはないとしております。また、地域の水利調整、農地の利用調整に協力するとともに、農薬の利用についても地域の防除基準に従うとしています。

所有権移転をしようとする農地の登記事項全部証明書と図面を添付しております。図面に関しましては赤く着色した部分が申請農地になります。

説明は以上になります。ご審議をよろしくお願いいたします。

【澤上会長】

本件に係る調査を地区担当委員である木幡委員にいただいておりますので報告願います。

【木幡委員】

12月18日17時に譲渡人である××氏に電話連絡をしました。平成27年12月25日に生前贈与による農地法第3条第1項の許可を受け申請地を取得したわけでございます。農地法第3条第1項の許可は営農継続を前提としているわけでございますが、今回申請地を手放すこととなった理由について確認したところ、正直営農を前提としていることなどを理解していなかったということでした。現在×××地区におきましては基盤整備が計画されております。申請地は譲受人である××氏が買い受けることとなりますが、本農地では昔から雑地のような状態が続いておりましたが、この度の基盤整備に伴い××氏の方から購入の話があり、利用していただけるのであればその方がいいのではないかという理由で譲渡することにしたとのことでした。

譲受人である××××氏については同日17時17分に電話連絡をいたしました。今回の申請について間違いはないか確認したところ、間違いはないとの回答でしたので、問題ないと考えます。以上になります。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

【井戸川委員】

生前贈与の場合ですと売買ができないと以前から聞いていたが、先ほど××委員からの説明の中に出てきたような理由があれば、特例のような形で扱うことができるという認識でよろしいですか。

【中野事務局長】

農地法第3条許可を受けるには、営農するという前提でございますけども、まったく売買できないわけではございません。例えば税務署より贈与税の納税猶予を受けている農地を売買する場合は猶予されている税金等を納税することになります。そのため売買することをためらうケースがあると思います。今回は猶予を受けていないということですので、そのラインはクリアできるということになると思います。また、事情により自分でできなくなったので、しっかり管理できる方にお任せする方がいいという考え方もございますので、今回は許可とすることも可能であると考えます。

【澤上会長】

××さんの屋敷の裏ですか。登記は畑になってるけど、田んぼだったような気がしましたけどね。

【木幡委員】

××さんは全然使ってなかったんですね。

【澤上会長】

その他質問ございますか。

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号の農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第2号は許可申請のとおり許可することに決定いたしました。続きまして日程第2、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」を議題とします。

それでは、職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和6年12月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

本申請は双葉町が、復興事業として整備する商業施設の駐車場とするため、大字××字××地内の農地を地権者から買い取り、転用するものです。

譲受人は、双葉町大字長塚字町西73番地4/双葉町 町長 伊澤史朗、譲渡人は双葉町大字××字××番地/××××氏です。

申請農地は、双葉町大字××字××××番×で、地目は畑、面積は×××㎡で、都市計画法上

は第一種住居地域として用途地域が指定された区域になります。場所は、××の西側、××のあったところの北側になります

3の転用計画ですが、(1)転用の目的は駐車場としての利用、(2)権利移転の理由は、事業計画書①にございますが、双葉駅周辺のまちづくり計画において、商業を中心に賑わいをつくるエリアとなっていることを受け、様々な事業の実施が進んでいる中で、町内に不足している商業施設を整備していきたいとしております。(3)施設の利用期間は許可日から永年になります。(4)施設の概要ですが、土地利用計画図をご覧ください。商業施設7店舗が建設予定であり、建築物の所要面積が××××㎡としております。駐車場は96台分で所要面積は申請地を含む××××㎡としております。その他通路等用地として××××㎡としており、合計××××㎡を事業面積としております。4の権利の設定・移転については、所有権の移転としています。

5の資金計画については、用地取得費として約××××万円、建築費として約××××万円の計約××××万円について、町の予算で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

事業計画書③をご覧ください。転用行為の妨げとなる権利について、土地登記事項全部事項に記載がある通り××××一般財団法人による農地法第3条第1項の許可を条件とした仮登記がされておりますが、権利消滅に関する契約書のとおり、抹消同意を取得しております。

事業計画書⑥に記載のある都市計画法に基づく開発許可につきましては現在申請中でございます。また、事業計画書⑦に記載のある河川法に基づく許可につきましては、排水樋管工の設置により前田川を占有することから許可を受けております。

説明は以上です。ご審議をよろしく願います。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適切かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件については、木幡委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【木幡委員】

11月の中旬に現地を調査しました。地番が××字×××番地×になります。現況は休耕地のように草が生い茂っているような状態です。U字溝に囲まれていて、周辺には農地がないため、商業施設の駐車場とすることに問題はないかと考えます。以上です。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

ここはどこか分からないのですが、×××××の南側ですか。

【木幡委員】

××の東側です。

【澤上会長】

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第3号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第3号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和6年12月20日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者の株式会社××××が、太陽光発電設備を設置するため、大字××字××の農地に地上権を設定し農地転用するものです。

被設定人は、××県××市××××番地／株式会社×××× 代表取締役 ××××、設定人は双葉町大字××字××××番地／××××代氏です。

申請農地は、双葉町大字双葉字××××番で、地目は田、面積は×××× m²で、都市計画法上は第一種住居地域として用途地域が指定された区域になります。

3の転用計画ですが、(1) 転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2) 権利設定の理由は、被設定人は以前から脱炭素社会を目指した社会づくりの一助として、社屋の屋根はもとより、震災後は福島県内においても発電事業を行っており、今回更なる再生可能エネルギーの創出を目指して発電事業を行いたいと思っていたところ、当該地の借り受けが可能になったことから、本事業を通じて荒廃の防止と地域への貢献をしていくこととしております。

(3) 施設の利用期間は許可日から30年としております。(4) 施設の概要ですが、太陽光発電設備として、長方形の太陽光パネル1アレイ 4791 mm×16300 mmを6基設置するとしており、占有面積は468.55 m²としております。工事の期間は、許可日の翌日から令和7年3月31日までとしています。発電した電気は、敷地の右側に設置する1号柱から、増設する電柱を通し、既設電柱へ連結するとのことです。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。

4の権利の設定・移転については、地上権の設定としています。

5の資金計画については、用地費として××万×千円、建築費××××万円の計××××万×千円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の登記事項全部事項証明書、株式会社××××の法人登記の履歴事項全部証明書、会社の定款がございます。株式会社××××の資金状況を確認するものとして、金融機関の入出金明細照会の写しを添付しています。また、発電した電気を送電施設に接続する東北電力ネットワーク株式会社系統連系承諾書を添付しています。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件については、大森委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【大森委員】

申請地は地目が田となっていますが、隣接地との間に畦畔がなく、境界が分からないような形になっています。それは明確にする必要があると思います。

また水路と道が隣接していますが、水路が埋まっているので水路の管理は事業者にしていただく必要があると思います。

【事務局職員】

ここで事務局より補足がございます。

本件の申請地は公図上は隣接地である××××番地と筆が分かれておりますが、実際には畦畔が除去されておりまして、境界杭もなく1枚のつながった土地のような現況になっております。

そこで事業者のほうに隣接地の地権者との境界立ち合いはしているか事業者へ確認したところ、立ち合いはしていないとの回答がございました。この件に関しまして事業の確実性といった観点から、この状況のまま許可して問題ないかどうかを県の相双農林事務所へ確認したところ、今後仮に隣接地を田んぼとして活用する場合、畦畔を再度作ることとなりますが、境界同意が得られていない状況で事業を進めてしまい、後々境界トラブルということになると営農にも支障及ぶといった観点から、隣接地権者の境界の同意というのは求める必要があるとの回答をいただきました。

ここで隣接地権者からの同意の取得方法についてですが、事務局としては立ち合いが必須であると考えておりましたが、県からは原則立ち合いは必要になるが、もし遠方にいるなどの理由により、立ち合いが難しい場合は測量図等の書類と同意確認書類を郵送し署名捺印をもらう形もあるという助言をいただいております。

これらを踏まえまして委員の皆さまには、境界同意の取得方法、それから許可相当であるか不許可相当であるかについてご審議いただけたらと存じます。よろしくお願いたします。

【志賀会長職務代理者】

これは杭を打つんですか。文書だけでは私はダメではないかと思うんですけども。

隣接地権者は違いますよね。

【事務局職員】

隣接地権者は地権者が異なります。

【志賀会長職務代理者】

であれば杭を打たないとまずいのではないですかね。

【大森委員】

本人が同意すればいいような気がしますけれども。

【澤上会長】

同意してないでしょう。

【大森委員】

文書でやり取りすればよいのではないですか。

【木幡委員】

文書でやるといっても、きちんと測量してやらないと後々問題になると思います。

【大森委員】

確かに現地はどこが境界か分からないんですよね。一応旗は立っていますが。

【井戸川委員】

やはり今後のためにも測量をやってしっかり境界の同意を得ておかないといけないと思います。

【中野事務局長】

あくまでも私どもの見解ですけれども、県の農地転用担当者の話になりますので、農地転用許可申請に関しての話であると思います。今回同意書を取得したとしても、必ずしも境界が確定したということにはならないと思います。

【大森委員】

測量はどのくらい料金がかかるものですか。

【澤上会長】

数十万円かかると思います。

【井戸川委員】

後々問題になったときに我々が責められますからね。

【澤上会長】

どうしますかね。

【中野事務局長】

境界同意が得られるまで進達はできないという方法があります。

【澤上会長】

皆さんどうでしょう。

【澤上会長】

そういう指導をしたということになれば、農業委員会としては責任を負わなくてもよろしいのでしょうか。

【中野事務局長】

指導をしたとしても、後々トラブルが起きた場合はよろしくないかと思います。

【井戸川委員】

図面見ると、前田が草刈り場になっていますね。

【大森委員】

1 件太陽光になればみんな太陽光に貸したがるのではないのでしょうか。

【澤上会長】

志賀さんはどう思いますか。

【志賀会長職務代理者】

隣接地権者から同意書を得られるまで進達しないというのが良いのではないですかね。

【澤上会長】

これは測量するとなった場合は地権者が負担するのですか。

【中野事務局長】

事業者が負担するべきだと思います。見積書に測量費が××万円と記載されておりますので。境界同意が確認できる書類の提出があるまでは進達せず、提出があり次第の進達という形がよろしいかと思えます。

【澤上会長】

皆様今の話のとおりでどうでしょうか。

(はいの声)

それではお諮りします。議案第 4 号の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、境界同意が確認できる書類の提出があった後に許可相当の意見書を付して福島県に進達するということにご異議ございませんか。

(異議なしの場合)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第 4 号の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、許可申請者から境界同意が

確認できる書類の提出があった後に許可相当の意見書を付して福島県に進達することに決定いたしました。

続きまして議案第5号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和6年12月11日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者の××××が、太陽光発電設備を設置するため、大字××字××の農地に地上権を設定し農地転用するものです。

被設定人は、××県××市××番地／株式会社×××× 代表取締役 ××××、設定人は双葉町大字××字××××／××氏です。

申請農地は、双葉町大字××字××で、地目は田、面積は×××㎡で、都市計画法上は第一種中高層住居専用地域として用途地域が指定された区域になります。

3の転用計画ですが、(1) 転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2) 権利設定の理由は、先ほどの議案第4号と同一の内容になりますが被設定人は以前から脱炭素社会を目指した社会づくりの一助として、社屋の屋根はもとより、震災後は福島県内においても発電事業を行っており、今回更なる再生可能エネルギーの創出を目指して発電事業を行いたいと思っていたところ、当該地の借り受けが可能になった事から、本事業を通じて荒廃の防止と地域への貢献をしていくためとしております。

(3) 施設の利用期間は許可日から30年になります。(4) 施設の概要ですが、太陽光発電設備として、長方形の太陽光パネル1アレイ 4791mm×20800mmを4基設置するとしており、占有面積は398.61㎡としております。工事の期間は、許可日の翌日から令和7年3月31日までとしています。発電した電気は、敷地の右上に設置する1号柱から、既設電柱へ連結するとのことです。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。

4の権利の設定・移転については、地上権の設定としています。

5の資金計画については、用地費として××万円、建築費××××万円の計××××万円について、自己資金で対応するとしています。6の周辺農地への影響については、転用による土砂や

雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の登記事項全部事項証明書、株式会社××××の法人登記の履歴事項全部証明書、会社の定款がございます。株式会社××××の資金状況を確認するものとして、金融機関の入出金明細照会の写しを添付しています。また、発電した電気を送電施設に接続する東北電力ネットワーク株式会社系統連系承諾書を添付しています。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件については、大森委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【大森委員】

××××番地が今回の申請地ですが、水路に隣接していますので排水については問題ないかと思えます。また第3種農地で原則許可となっています。

【志賀会長職務代理者】

これはもともとの地盤に盛土はしないということによろしいですか。

【中野事務局長】

盛土の計画はないです。

【志賀会長職務代理者】

では現況のまま使うということですか。

【中野事務局長】

はい。

【井戸川委員】

金額は年間××万で××年間なんですね。今回は地上権だと思いますが、地上権は売買できることとなっていますので、事業者が替わってしまうことも懸念されますよね。

【中野推進委員】

地上権の期間が終了したらこの設備はどうなるのですか。

【中野事務局長】

契約書に記載があるかと思いますが、原状復旧の上返還となります。ただ一部黒塗りとなっておりますので、その部分に特約がある可能性はあります。契約書の提出は義務ではございませんので、黒塗りの内容まで明示することは求めることができません。

【井戸川委員】

契約書は必ず提出しなくてはいけないという義務はないのですか。

【中野事務局長】

ないです。

ですので、これが限界だと考えております。

なお、この件についても議案第4号と同様に境界同意を求めたいと思います。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(なしの声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第5号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、こちらも議案第4号と同様に許可申請者から境界についての同意を証する書類の提出後、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ご

ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第5号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可申請者から境界についての同意を証する書類の提出後、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

続きまして議案第6号「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

【中野事務局長】

議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議に付す。令和6年12月11日提出。双葉町農業委員会会長 澤上 榮。

申請内容をご説明します。

本件は、太陽光発電事業者の××××株式会社が、太陽光発電設備を設置するため、大字××字×××の農地に地上権を設定し農地転用するものです。

被設定人は、××県××市××××番地／××××株式会社 代表取締役 ××××氏、設定人は双葉町大字××字××××番地／××××氏です。

申請農地は、双葉町大字××字××××番で、地目は田、面積は××××㎡で、都市計画法上は第一種住居地域として用途地域が指定された区域になります。

3の転用計画ですが、(1) 転用の目的は太陽光発電設備の設置、(2) 権利設定の理由は、被設定人は資源に依存しない環境に配慮した再生可能エネルギーへの転換が急務ととらえ、太陽光発電事業にも積極的に取り組んでいくこととし、土地を探していたところ、資金面や求める発電量等の条件をすべて満たした計画ができる土地を(株)××××を介し、借り受けることができることとなったためとしております。

(3) 施設の利用期間は許可日から30年になります。(4) 施設の概要ですが、太陽光発電設備として、長方形の太陽光パネル1アレイ 4791 mm×16300 mmを6基設置するとしており、占有面

積は 468.55 m²としております。工事の期間は、許可日の翌日から令和 7 年 3 月 31 日までとしています。発電した電気は、敷地の左下に設置する 1 号柱から、増設する電力柱を通し、既設電柱へ連結するとのことです。また、設備の外周をフェンスで囲む計画となっています。

4 の権利の設定・移転については、地上権の設定としています。

5 の資金計画については、用地費として××万×千円、建築費××××万円の計××××万×千円について、自己資金で対応するとしています。なお、発電設備代金場×××千円は支払い済みです。6 の周辺農地への影響については、転用による土砂や雨水の流出はなく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすことのないよう設計・設置するとしています。

申請内容の概要は以上ですが、申請書の添付資料として、申請農地の登記事項全部事項証明書、××××株式会社の法人登記の履歴事項全部証明書、会社の定款がございます。××××株式会社の資金状況を確認するものとして、金融機関の通帳の写しを添付しています。また、発電した電気を送電施設に接続する東北電力ネットワーク株式会社系統連系承諾書を添付しています。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。なお、農地転用の許可権者は県になりますので、農業委員会としては、許可することが適当かどうかを判断して、県に意見書を提出することとなります。

【澤上会長】

本件については、大森委員に現地を確認していただいておりますので、調査結果の報告をお願いします。

【大森委員】

先ほどと同じく、×番と×番の境界はありませんでした。

水路が南に面しておりまして、排水に関してはここを流ればよいと思います。

ただ西側の建物が解体中でして、進入路が確保できるかどうかということが問題かと思えます。

【澤上会長】

進入口について事務局ではどう考えてますか。

【中野事務局長】

もともと藪で通れなくなっていた道ですが、草が刈られておりました。ただ切り株等がござい

ましたので通行が可能なのかどうかを事業者へ確認する必要があると思います。

【志賀会長職務代理者】

ここは赤道だと思いますが、占用許可は必要ではないのですか。

【中野事務局長】

電柱に関しては東北電力で設置しますので、占用に関しましても東北電力ですることとなっております。

【志賀会長職務代理者】

先ほどの境界の話ですが、×番、×番の境界がないので今回の申請についても境界の同意は指導していかないといけないと思います。

【中野事務局長】

境界の同意につきましては今後指導していくことといたします。

【澤上会長】

本件について審議に入ります。質疑・ご意見ありませんか。

(なしの声)

【澤上会長】

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第6号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可申請者から境界についての同意を証する書類の提出後、許可相当の意見書を付して福島県に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

【澤上会長】

異議なしと認めます。

議案第6号の農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可申請から境界についての同意を証する書類の提出後、許可相当の意見を付して福島県へ進達することに決定いたしました。

本日の議案審議は以上になります。

(15時14分 終了)

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会 長 澤上 榮 ㊟

議事録署名人 木幡 治 ㊟

議事録署名人 林 和男 ㊟